

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

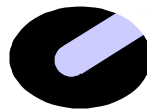
研究所だより

No. 205

2006 3

CONTENTS

視点・論点		
－ 風景の成長とアンテナ －	1
I. わが国の建物ストック統計の現状について	2
II. 第22次海外調査（欧州）報告について（その1）	9
－ 欧州の公共調達の動向		
III. 建設関連産業の動向	17
－ 産業廃棄物処理業 －		



RICE

財団
法人

建設経済研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 N P御成門ビル8F

TEL : (03)3433-5011 FAX : (03)3433-5239
URL : <http://www.rice.or.jp>

風景の成長とアンテナ

常務理事 松浦 隆康

昭和8年、柳田國男は、児童向けの講話『風景の成長』を発表した。「誰しも、一つの故郷、一つの子供の頃を持っているように、常に幾つかの風景を胸に抱いている。それを大切に育て又楽しんでいくためには、折りには、このような話を聴いておかれるのもよいかと思う」と語り始める。

日本の風景は、過去一千年の間、人の力をもって変化してきた。およそ風景と名のつくもので、人間との交渉を経なかったものは何ひとつない。生活や文化の変化に伴って、風景は変化せざるを得ないものであり、これは当然のことであり、むしろ積極的に肯定すべきである。

大体において、風景はこれまで好ましく変化してきた。人間との交渉を経ながら風景が変化していくのは増価値であり、これを「風景の成長」と呼びたい。

柳田は、「風景の成長」の例として道路を取り上げる。風景の中に「新たな人工物としての道路」が敷かれる。道路が敷設される場所は、旅と風景との交渉を経て、高い所から低い所に移っていく。最初は「見晴らし（目標）」、次に「飲み水（生活・安全）」、その次に「近路（効率）」を求めるように、人間が求めるものによって変化する。この変化こそ「文化」であると。

昭和15年の『美しき村』において、柳田は「風景の成長論」をさらに発展させる。

山形県に境田、秋田県に鹿角(かづの)という集落がある。一瞬汽車で通り過ぎたにすぎないが、両集落の風景があまりにもよく似ていることに驚く。その原因は、風景全体が訴えかける広範な印象によるものでなく、異なる場所の風景を同一視させてしまう記号(シンボル)が両者に存在していたからであり、それはく大きな川柳の樹>であった。

この記号は、異なる場所の人々の絆を結びつける役割を果たすが、人々の生活・体験・記憶を過去・現在・未来に繋げていく媒介としてより重要である。柳田はこの記号を「風景のアンテナ」と呼び、「風景の成長には風景のアンテナが欠かせず、それらが相俟って物語が伝承されていく」と説く。

先日、奥多摩駅から青梅街道（国道411号）をバスで小河内ダムに行き、帰りは旧青梅街道（奥多摩むかし道）を歩いて奥多摩駅に戻った。槐(さいか)木(ちき)、天狗鎧塚、耳神様、むし歯地藏など、「風景のアンテナ」が数々点在していた。私は、それらの前で地元の人々の昔話に聞き入り、昔の面影を偲び、過去との対話を静かに楽しんだ。

風景は、人々が創り、育むものであり、成長しながら、アンテナを残しながら、継承されていくものであろう。

I. わが国の建物ストック統計の現状について

建設投資額は、1992年度をピークとして減少基調にあり、建設経済研究所では2006年度の建設投資額はピークの約6割までに落ち込むものと見込んでいる。一方、維持補修市場は年々拡大の傾向にあり、当研究所では2020年度の建設市場全体に占める維持補修は約4割まで増加すると見込んでいる。このような拡大する維持補修市場を適切に把握し、見通しを予測するにあたっては、建物のストック統計が必要となる。

本章では、わが国における建物のストック統計の現状について紹介する。

1. 増加する建物ストック

建設経済研究所の推計では2006年度の建設投資の見通しは51兆6700億円で、ピークである1992年度の約6割にとどまっている。前年度比マイナスは1996年度より続いており、一時的に2005年度にプラスに転じるものの、この減少基調はしばらく続くというのが大方の見方である。一方、維持工事、補修工事、改修工事等を含む維持補修市場については年々増加の傾向にあり、当研究所の推定によると、2020年度には建設市場全体の約4割を占めるまでに成長する。西欧においては既に建設市場に占める維持補修の割合が5割近くを占めており、今後、都市の成熟化が一段と進む日本においてもこの流れを追随するものと予測される。

維持補修市場が増加する要因の1つとして、建築活動によるストック量が年々増加していることが挙げられる。建築活動のうち、住宅着工戸数は近年120万戸前後で推移しているが、1972年度には186万戸を記録するなど、戦後累計で約6,000万戸もの住宅が供給されてきた。また、民間非住宅建築着工床面積も近年60,000㎡前後で推移しているが、1990年度は110,166㎡を記録しており、建物ストック量は膨大なものとなっている。これら建築活動の進展により、建物のストック量は年々増加し、それと共に維持補修市場における潜在的な需要も高まってきており、今後もこの傾向は続くと考えられる。ある大手ゼネコンでは、全体の受注高に占めるリニューアル関連工事（土木・建築含む）の割合は12.8%（土木2.2%、建築10.6%）に伸びており、今後も維持補修市場の割合は増加する見込みである。

このように、今後この維持補修の需要がどれだけ増加するか考える必要がある。一般的に、建築市場において維持補修市場の将来予測を行う際には「将来建物ストック量」に、「将来維持補修実施率」及び「将来維持補修単価」を乗じて算出している。そのため、建築物のリニューアルの動向を的確に予測する際には、既存の建物について、床面積などの建物ストック情報を適切に把握する必要がある。今後も維持補修市場が増加すると見込まれるわが国において、どのような建物ストック統計があるのか以下に確認していきたい。

2.わが国の建物ストック統計

建物に関するストック統計は大きく「住宅」に関するストック統計と住宅以外の「非住宅」に関するストック統計の2種類に大別することができる。ここからは、まず、建物に限らず、資本ストック全般に関する統計である「国富調査」にふれた後、各種の建物ストック統計の現状をそれぞれについて確認していきたい。

(1) 国富調査について（旧経済企画庁）

国富調査は1905年に日本銀行による調査からスタートした統計であり、太平洋戦争による中断後、1955年から経済企画庁によって1970年まで5年ごとに4回実施されている。

国富調査の大きな特徴は、調査表を用いた直接法を採用している点である。1970年調査においては、道路、港湾等の公共物については恒久棚卸法による机上推計（間接推計法）を採用しているが、原則的には現存する全ての資本ストックを調査票あるいは訪問等によって、直接的に調査している。政府、民間別、産業別、品目別に実地調査から直接的に資本ストックを把握可であり、資本ストックの実数が体系的にまとめられている特徴を有しているが、直接法の採用により事務コストが膨大となる等の課題もあり、1970年を最後に中断されて今日に至っている。

国富調査には、政府・民間別、品目別、産業別に、実質の粗資本ストックと純資本ストックについて調査されている。具体的には、①建物及び建物付属設備、②構築物、③機械及び装置、④船舶、⑤車両及び運搬具、⑥工具及び器具・備品、⑦大動植物、⑧建設仮勘定、⑨土地造成・改良の9種類に分類されている。また、産業分類についても建設業、製造業、サービス業等の9部門に分類されている。なお、特に、非製造業では、コンピュータの導入に代表される近年の様々な技術進歩の影響を受け、資産の品目構成が大きく変化している可能性がある点に留意が必要である。

図表1 1970年国富調査の概要

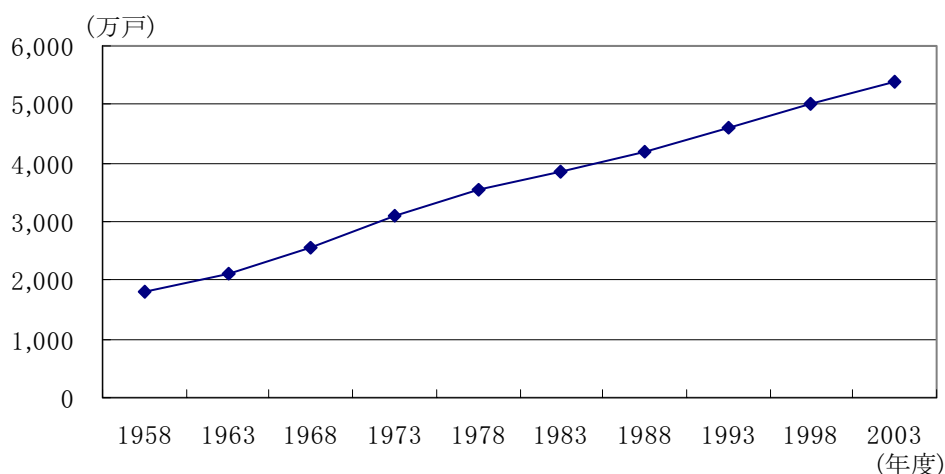
区分		資産額(億円)
A	社会資本	827,150
	1 政府の一般資産	77,698
	2 公共資産	道路、港湾、空港、海岸、農林、漁業施設、都市公園、自然公園、治山治水施設
	3 公益企業資産	運輸業、通信業、電気業、ガス業、水道業
	4 サービス関連資産	教育、医療、社会保険、社会福祉、宗教、協同組合、その他の団体
B	生産資本	769,834
	1 政府企業	16,090
	2 民間企業	752,844
C	家計資産	1,144,598
	1 住宅	425,892
	2 寮財	718,706
	(全住宅)	538,684

出典)「国富調査」(旧経済企画庁)

(2) 住宅に関する建物ストック統計

住宅についての建物ストック統計については、総務省による「住宅・土地統計調査」が存在する。この住宅・土地統計調査は、国内の住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態を調査し、その現状を明らかにすることを目的としている。1948年に「住宅統計調査」として発足（1998年に現在の「住宅・土地統計調査」に改称）し、5年ごとに実施されており、最新の調査は2003年に実施されている。ちなみに、1948年の第1回目調査は全数調査により実施されたが、その後は標本調査（調査区の中から、約1/16の抽出率で無作為等間隔抽出法により全国一律に抽出し、抽出された調査区内の、住宅・土地統計調査の対象住戸以外から8戸の対象住戸を抽出し、この住戸に住む普通世帯を調査対象世帯としている。）としている。この調査によると、最新の2003年の住宅総戸数は50,246,000戸で、1948年初回調査時（13,907,024戸）の約3.6倍となっている。なお、2003年調査時の総住宅面積は43,922,100 m²となっている。

図表2 住宅総戸数の推移



出典)「住宅・土地統計調査」(総務省)

このように、住宅に関する建物ストック統計としては「住宅・土地統計調査」が存在し、比較的整備がなされており、市場分析や住宅ストックの将来推計等に使用されている。また、1948年より継続的に調査されており、時系列的に期間比較を行うことも可能である。

(3) 非住宅建築物に関する建物ストック統計

ここからは事務所や工場等の住宅以外の建築物に関する建物ストック統計について現状を確認していきたい。

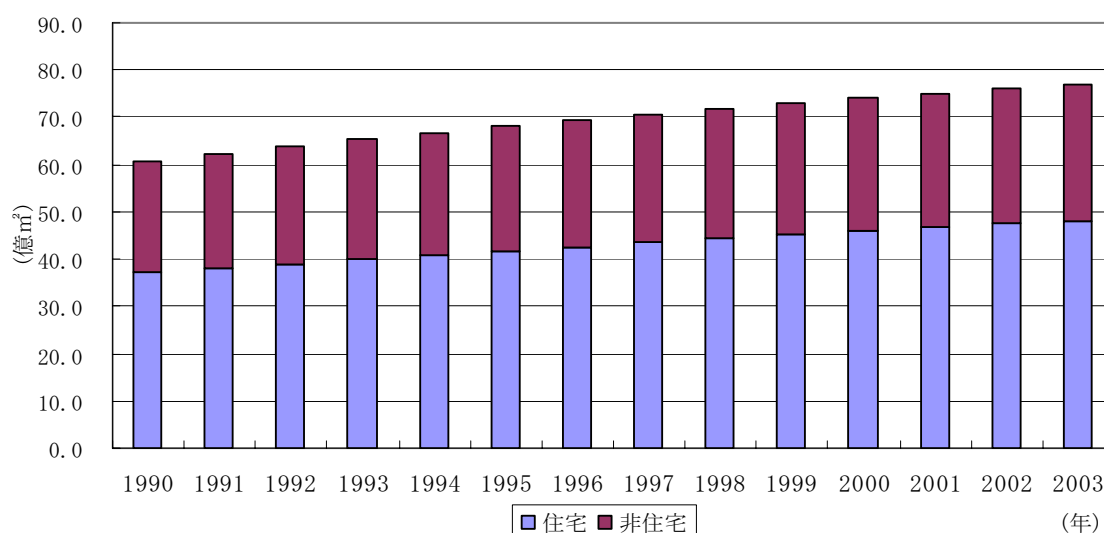
(A) 固定資産の価格等の概要調書（総務省）

住宅以外の建物も対象に含む建物ストック統計の1つとして、総務省による「固定資産の価格等概要調書」が存在する。この固定資産の価格等概要調書は、固定資産課税対象建物を対象とした調査であり、1954年よりスタートし、毎年実施されている。都道府県別、建物構造別（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等）、用途別（住宅、事務所、工場・倉庫等）に床面積、金額が掲載されているが、各建物の竣工年月が不明であり、前年と比較した際にその変化の要因の中に除却量がどのくらい含まれているかという点も不明である。ただし、この除却についての統計としては、別途、国土交通省による「建築物滅失統計調査」があり、除却対象床面積が10㎡超の建物の棟数、床面積及び滅失原因が、用途別及び除却原因別に把握できる。

この固定資産の価格等概要調書によると総床面積は76.7億㎡であり、そのうち住宅の床面積は48.1億㎡、非住宅の床面積は28.6億㎡となっている。

この固定資産の価格等概要調書は建物構造別、用途別に整理されており、また長期にわたり調査が行われているために、建物ストックを調査する上で利用価値が高い。しかし、用途分類のうち「事務所」、「店舗」が同じ区分で整理されており留意が必要である。

図表3 用途別床面積の推移



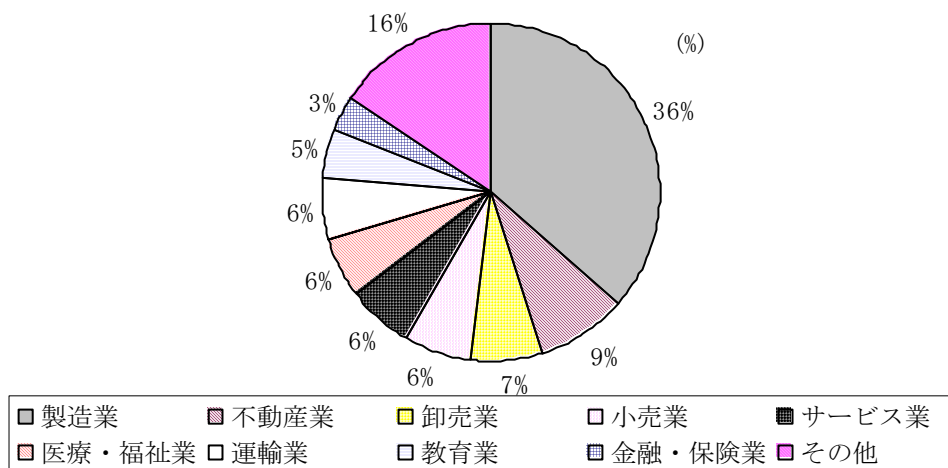
出典) 「固定資産の価格等概要調書」(総務省)

(B) 法人建物調査（国土交通省）

国土交通省による「法人建物調査」も建物ストック統計の1つである。この法人建物調査は1998年から実施されている調査であり、資本金1億円以上の全ての会社と、資本金1億円未満の会社及び会社以外の法人のうち統計的手法により抽出された法人の合計49万法人を調査の対象としている。この場合の建物とは、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途に供され、不動産として登記されているものをいい、社宅や賃貸用住宅は除いている。5年に1度実施され、都道府県別、用途別や構造別及び業種別等に床面積、金額が記載されており、最新の調査は2003年に実施されている。

この法人建物調査によると、2003年1月1月現在の法人の所有する建物の総延べ床面積は1,651 km²であり、国土交通省で推計した建物資産の金額総計は84兆円となっている。

図表4 業種別の法人所有建物床面積の構成



出典)「法人建物調査」(国土交通省)

(C) 衛生行政業務報告（厚生労働省）

厚生労働省による「衛生行政業務報告」も建物ストック統計の1つである。この衛生行政業務報告は1972年から実施された調査であり、指定都市等における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的としている。毎年実施されており、営業許可を有する食品関係営業施設や映画館、旅館等の生活衛生関係施設、給食施設等の県別、指定都市別、特定市別に建物棟数が記載されている。

この衛生行政業務報告によると、2005年3月31日現在の全国の「給食施設」の棟数は82,932、「映画館」の棟数は1,860、「ホテル営業」の棟数は8,811となっている。

(D) 公共施設状況調 ((財)地方財務協会)

地方自治体所有施設については、(財)地方財務協会による「公共施設状況調」により、建物ストックを把握することができる。この公共施設状況調は1962年からスタートし、毎年実施されており、小中学校、文化施設、体育施設の地方自治体が所有する施設を県別、用途別に棟数、床面積が記載されている。

この公共施設状況調によると、2003年5月1日現在の「公立小学校」の全国の床面積は8,498万㎡、「公立中学校」の床面積は4,950万㎡、「博物館」の床面積は706万㎡となっている。

以上のように、非住宅についても建物のストック統計はいくつか存在する。しかしながら、建物ストック統計という側面から見ると、住宅における「住宅・土地統計調査」と比べ、建物のストック量を体系的に把握するのは難しいのが現実である。

固定資産の価格等の概要調書では、固定資産課税対象建築物のみが対象であり、全建物を対象としていない。同様に法人建物調査でも法人所有建物のみを対象としており、対象範囲が各調査によって異なる。また、衛生行政業務報告のように、建物棟数のみの調査にとどまっている調査もある。さらに、国富調査のように直接法を採用した建物ストック調査は行われていない。しかしながら、そもそも各調査の本来の趣旨が建物のストック量を把握することをその本来の目的としていないので、これらの調査の建築物ストック量の区分や統計の適用する範囲等の建物ストック統計として利用する際の不完全性については致し方がない。

3.建物ストック統計に対するニーズ

このように、住宅についての建物ストック調査は整備されているものの、非住宅についての建物ストック調査については体系的な把握が難しいところである。では、統計の利用側から建物ストック統計に対して、どのようなニーズがあるのか整理したい。

建設会社においては、主に経営計画等において建物ストック統計に対するニーズが高い。建物ストック統計の如何によっては、リニューアル部門に対する技術開発部門への資金、人員等の資源配分が左右される。また、どの市場に重点を置くかという営業戦略や人事施策上の人材の配置計画等にも影響を及ぼす。確かに、「建築物リフォーム・リニューアル受注調査」((財)建設物価調査会)や「増改築・改装等調査」(国土交通省)、「建設工事施工統計調査報告」(国土交通省)等により、フローデータとしての維持補修市場の現状は把握できるが、維持補修市場がどれくらい伸びるのかの全体像を把握するのは困難である。どのような種別、構造、竣工年の建物が全体のどの程度の割合を占めているかというストックデータが体系的に把握できないというのがその理由である。大手建設会社のように施工実

績の多い会社になると、元施工物件については自社内で情報を所有し、分析を行っているが、あくまで自社の施工物件に限られ、他社施工物件については情報が限定されている。そのため、建物種別のストック量が定量的に把握できることの意義は大きいと言える。また、設備会社や建物の保守・点検、修理を主とする会社においても、リニューアル案件が増えていることもあり、建物ストック統計に対するニーズは大きい。建物のストックデータが整備されれば、各建物の建物設備を把握、推定することが可能となり、リニューアル工事の潜在ニーズを掴むこともできる。

このように、維持補修市場が更に拡大する中で、建物ストック情報を的確に把握する必要があるが、一般に建物ストック統計として求められている情報は、地域別（都道府県別）、用途別（事務所、店舗、工場、倉庫、学校、病院、その他）、構造別（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）、所有者別（官公庁、民間）、竣工年別であり、これらが体系的に網羅された統計が求められている。

（担当：研究員 野渡 國洋）

Ⅱ．第 22 次海外調査（欧州）報告について（その 1） －欧州の公共調達の変向

はじめに

2005 年 5 月 28 日から 6 月 12 日までの間、(財)建設経済研究所調査団(団長：鈴木一以下 8 名)は下記の三つのテーマを調査目的として欧州の関連する行政機関や専門団体、民間企業、等計 17 ヶ所を訪問、調査を行った。

- ①EU の経済雇用政策の変向、
- ②EU、イギリス、フランスの公共調達の変向、
- ③イギリスの建設産業政策と KPIs(Key Performance Indicators)の変向

これについては 2006 年 3 月 27 日に調査結果を公表したところである(当研究所のホームページに概要を掲載している)。ここでは上記の 3 テーマのうち②の公共調達の変向についてご報告する。

1. EU 新公共調達指令

(1) 新指令の概要

新指令(Directive)は、「2004/17 号」及び「2004/18 号」の 2 部構成となっており、「2004/18 号」は一般指令と呼ばれ工事、物品及びサービスの公共調達(旧個別指令を一本化)を対象としたものであり、「2004/17 号」は特別指令と呼ばれ上水、交通、エネルギー、郵便等事業を行う政府企業(utilities)が行う調達を対象としたものとなっている。

新指令の国内法令化の期限については、2006 年 1 月 31 日であるが、欧州委員会域内市場総局の説明によれば、加盟国の大半が 2005 年秋を目処に国内法化する見通しであり、遅くとも期限までには全ての加盟国が対応できる情勢である。(なお、フランスは本年 1 月末の期限には間に合わなく少し遅れる予定である)

新指令の主な狙いは以下の通り。

- ①既存の複数の指令を改廃し、一般指令と特別指令に再構築するという規定の簡素化
- ②手続の簡素化と併せて「交渉」の容認も含めた手続の柔軟化に対応するために「競争的交渉方式」や「枠組み協定」等の新たな調達方式の採用
- ③調達手続における電子技術の活用と電子オークションの採用

(2) 競争的交渉方式(Competitive Dialogue)

競争的交渉方式は、調達当局の要請を満たすより適当な選択肢を見つけ出すため、参加を求める経済オペレーター(建設業者、物品供給者及びサービス提供者)の中で応募のあった者の中から選任した者と調達当局が交渉過程の中であらゆる側面について討議を行い、それを踏まえ交渉を行った候補者が最終提案をおこない、落札者を決定するものである。一般競争又は公募選択(restricted)競争手続きでは対応できない複雑な契約

案件（例えば PFI）に用いられる。

交渉は最低 3 者の入札参加者が必要であり、発注者は契約公告において要求事項及び評価基準を公表しなければならない。そして、交渉の過程では評価に照らし、ニーズを満たさない業者を排除し、ニーズを満たす解決策が特定された段階で交渉を終了し、その時点で残った入札参加者間で最終入札が実施される。この交渉プロセスにおいては情報が外部に漏れ、入札参加者間での不公平が生じることのないよう、厳格な守秘義務が課せられる。

（3）枠組み協定（Framework Agreement）

枠組み協定とは一定期間内に特定の物品、サービス、工事を一定の条件で調達することを 1 以上の経済オペレーターと発注者が事前に合意することであり、合意された条件に従い一定期間内に、必要に応じ具体的な契約を個々に締結して調達するという方式である。なお、枠組み協定の最大有効期間は 4 年間となっている。

フランスにおいては、この枠組み協定と同様の手続は既に存在しており、ネットワークオペレーター（電力・鉄道等大規模な公営企業）で採用されている。

また、イギリスにおいても、道路庁において、500 万ポンド超の維持修繕業務で活用されている。

この枠組み協定は、それ自体が権利義務を生じさせる契約ではないため、これまで EU 指令上の契約として取り扱われていなかった。このため、従来は個別契約を締結しようとする場合には、その都度、EU 指令の定める公告等の手続が必要であったが、新指令に盛り込まれたことにより、今後は個別契約に際しての公告等の手続が不要となり、発注者側の事務負担が軽減されることになった。

（4）電子オークション（Electric Auction）

新たに規定された電子オークションは、選ばれた入札参加者が調達当局の定める仕様に関して電子的オークションを行うものであり、PQ 後の入札招聘から価格の提出まで全て電子媒体を活用して即時に行われる。電子オークションは主に定型的かつ頻繁に行われる調達案件で利用され、物品、サービス、工事のいずれの調達においても適用可能である。また、一般競争、公募選択、競争的交渉方式、随意方式、枠組み協定に基づいて実施される入札のいずれの場合にも活用可能である。

イギリス政府調達本部（OGC）は、電子オークションはイギリスの公共調達では既に活用され多くのメリットをもたらしており、新指令での明文化により、その活用がさらに明確化されたと評価している。

2.PPPの動向

(1) イギリスの取組

PFI導入の目的はVfM（バリューフォーマネー）の実現である。そのためには、プロジェクトにある程度のボリュームが必要であり、2,000万ポンド以上のプロジェクトをPFIの検討対象とすることとされている。

PFIプロジェクトには関連する多くの行政組織が存するが、特に中心的な役割を担うのが、OGC（Office of Government Commerce）とPRG（Project Review Group）である。地方政府発注のPFIプロジェクトには、中央からの交付金としてPFIクレジットが重要であるが、この交付に際しては、PRGが、プロジェクトの審査を行う。

VfM実現に向けて、大きな役割を果たすのが、契約標準化であり、この標準化された契約書をSoPC（Standardisation of PFI Contracts）と称し、現在は、バージョン3が最新である。バージョン2から3への改訂は2004年4月に行われた。

イギリス国内の新しい動きとしては、以下のようなものがある。

- ・ 年金基金など、ファイナンス主体の多様化
- ・ SPV（事業会社）が発行する社債を保証するモノラインインシュアラーの登場
- ・ 政府が資金をSPVに貸し付けるクレジットギャランティファイナンス
- ・ リファイナンスによってSPVに多額の収益が生じ、その配分が問題となったが、SoPCバージョン3では、発注者とSPVに50%ずつ配分されることとされた。

現地日系企業の話では、イギリスPFIの問題点として、設計と仕様の軽視傾向ということがあげられた。具体的な例として、学校などは、評価の際も値段が中心になっているという本来のVfMの理想とは異なる話があった。

ヒースロー空港のターミナル5というプロジェクトに、パートナーリングという手法が用いられており、関係各社それぞれのメンバーが、自分の組織よりもプロジェクト達成にベクトルを合せる雰囲気が形成されているとのことである。

なお、PFIの調達手続きとして従来は随意契約を用いていたが、EU新公共調達指令の国内法令化として制定された新公共契約規則（Regulation）の施行（2006年1月31日）後は競争的交渉方式を用いることとしている。

(2) フランスの取組

フランスでは、19世紀以前より、独立採算型PFIと類似した事業権付与契約（コンセッション）という方式が存在した。利用者からの料金徴収がその要件の1つであることから、公共がサービス対価として料金の支払を行う方式が許されないところに大きな違いがある。

国防施設や刑務所といった、コンセッションに馴染まない施設に向けて、段階的に法整備がなされ、フランス版PFIが導入されてきたが、2004年6月に制定されたパルトナリア契約に関する大統領令は、国及び地方の施設全般に適用する基本法例として、フランス版PFIを総合的に規定するものとして位置づけることができる。この大統領令においては調達

手続きとして「競争的交渉方式」が規定されている。

今後想定される重点分野としては、従来の建物の改修や、メンテナンスが伴うものが当面予定されており、その他検討中の事案として、高速道路、運河、カルテを IC カードに取り込むといった、医療・厚生関係の IT プロジェクトも挙げられた。特に、病院投資プロジェクトでは約 15%に PPP が導入される計画である。

(3) EU 指令・グリーンペーパー

PPP 方式の調達方式については加盟各国の状況がばらばらである現状に鑑み、これに対し、EU はグリーンペーパーという形で各国利害関係者にコメントを応募し、その回答を取りまとめたものとして EU コミッションペーパーワーキングペーパー (2005.5.3) が公表された。そのポイントとして挙げられた点が以下の 3 点である。

- ①一律の PPP 規制には反対意見が多い。
- ②コンセッション発注について、その定義や適用できるルールの明確化についての EU のイニシアチブを望む声が多い。
- ③機関化 (institutional) PPP (官民が共同で設立する機関に業務を委託する形態) について、適用ルールの明確化を望む声が多い。

3. フランスにおける発注者支援の動向

(1) 改正前の MOP 法の概要

フランスでは 1985 年の「公共工事発注及びその民間設計等との関係に関する法律」(以下「MOP 法」という。)において、公共工事における発注者代理・発注者補助に関して規定されており、発注者支援の枠組みが既に構築されていた。改正前の MOP 法では、その対象となる公共発注機関の範囲を示した第 1 条の後に、第 1 編は発注に関して、第 2 編は設計等に関して、第 3 編は雑則に関して規定している。

- ① 第 1 条において列記されている公共発注機関
 - i) 国及びその関係公共機関
 - ii) 地方公共団体及びその関係公共機関、ニュータウン整備公団、地方公共団体の連合体・組合等
- ②第 1 編 発注 (la maîtrise d'ouvrage)
 - i) 公共発注者の業務に関する規定 (事業の実現可能性及び妥当性の確保、立地の選定、計画の策定、暫定資金計画の決定、必要資金の確保、施工方法の選択等) (第 2 条)
 - ii) 工事発注に関する権限の全部又は一部を「発注者の名と勘定」をもって行使することを代理人に委託することができる旨規定 (第 3 条)
 - iii) 発注者代理は公的部門に限定しており、第 1 条で列記している国、地方公共団体等に加え他の公共機関名を列挙 (第 4 条)

- iv) 発注者と代理人が締結する協定の内容について規定（第 5 条）
- v) 発注者が行政的、資金的又は技術的性格を有する一般的な助けを得るため発注者の「業務補助者」の関与を得ることができる旨規定（第 6 条）

③ 第 2 編 設計等業務 (la maîtrise d'oeuvre)

- i) 民間の者又は民間のグループに委託できる設計等の業務を列挙（第 7 条）
具体的には、スケッチ図の検討、草案の検討、設計図案の検討、工事契約のために発注者に提供する支援、工事の検討又は設計図案への適合の検査及び施工者の行う工事の検討についての検印、工事契約の履行指示、現場での体制整備（*ordonnance*）、ピロタージュ及び調整、完成物の引取り時及び完成保証期間における発注者に提供する支援 等
- ii) 設計等の報酬に関する考え方を規定（第 9 条）

(2) MOP 法改正の経緯とポイント

欧州委員会は、MOP 法で規定されている公共工事の発注者代理・発注者補助について、発注者代理業務と補助業務を行える法人のタイプにおいて民間業者に門戸を閉ざし差別的なリストの者に限定しており、これは EU 公共サービス調達指令に基づく義務に違反し、非差別原則に関する EU 基本条約の規定に適合しないとフランス当局に対して意見書を提出していた。

欧州委員会の批判に対応し、MOP 法を EU 法に適合させるために、2004 年 6 月に大統領令により MOP 法を改正するに至った。

MOP 法改正のポイントは以下の通り。

- ① 複数の発注者がその中の一社に発注業務を任せるとして内容を結ぶこととする。また、公共機関は発注者業務の全てを国から委任されることができる。
- ② 発注者代理を公的機関に限定していた第 4 条を全面改正し公的機関のみならず民間業者もこれら業務を行えるようにした。その関連で、公共又は民間により行使される代理業務を行う場合は、これら業務を行う者が同一の工事を対象とする設計・施工管理、施工又は技術検査業務を直接又は間接的に行ってはならないこととされた。
- ③ 発注者補助業務も発注者代理業務と同様に民間業者に開放された。

(3) フランスにおける建設工事の関係者

MOP 法では、建設工事においては、大別して「発注者」、「発注代理・補助者」、「設計・施工監理者」、「施工業者」、「技術検査所（建築工事の場合）」の五者が関与することになる。

設計・施工管理者（*Maitre d'oeuvre*）は、設計のみを行う建築家と施工管理まで行う設計事務所（*BET : Bureau d'étude*）に分かれる。この施工管理者の役割についても MOP 法で定められている。

施工業者は、フランスではゼネコンも存在するが、大半は専門的なコントラクターとな

っている。これは、フランスにおいては分離発注が原則となっていることが影響している。また、コントラクターは施工のみに従事し、従来は例外的にしか設計には関与しなかったとのことである（これからはPFI等で関与の範囲は広がる）。

「技術検査所（Bureau de contrôle）」は、発注者、施工管理者とは別に設置される。フランスでは、品質や安全性の問題から技術検査所の制度が導入されている。検査技術所はいくつかの役割を担っているが、基本的には建設物の品質と堅固性の確保が二つの大きな役割となっている（バリアフリー、騒音、耐震設計に関する役割等も担う）。技術検査所は民間の事務所であるが、国土交通省の認可が必要となっている。

設計事務所や建築家も施工業者と並んで大きな役割を担っている。

設計事務所（BET）は、幅広い責任を有しているが施工はしないのが原則であり、発注者の基本設計の手伝いをし、詳細設計まで発展させ、更に発注段階でのサポート、施工管理まで行う。設計事務所の役割について、どの範囲まで任せるかは発注者の判断になる。

建築家は、建築工事には許可が必要であり、建築全般に関するライセンスは建築家だけが持っていることから、建築工事には必ず建築家の関与が必要となるとのことであった。この建築許可については、都市計画のルールに従っているか、周辺からのクレームが出ていないか、環境面での問題はないか等により許可の可否が決められる。

（4）発注者支援の概況について

フランスの地方自治体の数は全体で3万以上あり、比較的規模の大きい自治体は1万程度であるが、この地方自治体においてインハウスの技術者が不足している。加えて、公共契約では、公共契約法典を遵守して調達事務を遂行しなければならない、基準・適用の判断も複雑で時間のかかるものである。こうした環境の中でMOP法が生まれ、建築家でもない、施工業者でもない専門の機関に発注者支援を要請できるようになった。

発注者代理は、公共発注者がDDE（国土交通省の県建設局）、SEM（混合経済会社）、民間業者等と契約して業務を委託するものであり、MOP法ではこの代理の契約関係、代理の役割について規定している。発注者への支援としては、行政手続に関する支援、技術的な支援、財務面での支援が含まれる。また、発注者代理は、発注者の判断が必要な業務を除き、種々の業務を発注者の代りに遂行する。発注者から署名権を授与されている場合には、代理人が行う署名（サイン）は、発注者の署名と同じ効力を有することになる。なお、発注者代理が行えない業務としては、計画変更と予算変更の二つがあり、それ以外の変更については、発注者への事後報告で対応可能である。

一方、発注者補助者は、発注者のアシスタントという位置付けであり、発注者の契約署名のサポートを行う。この発注者補助者の補助業務には、三つの大きな役割がある。それは、計画作成、施工監督者へのサポート（契約関係、落札者の選定等）、施工監督（工事のフォロー、検査や竣工代金の支払準備等、但し技術検査所が行う検査等との業務とは別）である。発注者補助者は、決った予算の範囲で、発注業務から施工の管理まで、発注者の

立場で業務を遂行する。

発注者代理は発注者の権限の一部を授与されて発注者の支援業務を行うものであり、発注者補助者は発注者の補助（アシスタント）と整理することができる。なお、発注者が代理に業務を委託し、更に代理の下に補助者を付けることも可能である。

そして、工事の検収については、発注者補助者が工事を監理（設計の確認、施工の確認等）し、検収を行う。また、工事の進捗状況に関してもチェックし、出来高チェックも行う。施工業者の支払（部分払い含む）の際には、出来高チェックを行った上で、支払可能な状況かを確認する。

さらに、施工業者等への支払に際しては、発注者補助者が出来高をチェックし、発注者に報告する。その後、発注者が施工業者に直接支払うことになる。一方、発注者代理が関与している場合は、予算内であれば、代理人が現場の状況を確認し、発注者から資金提供を受けて施工業者に支払うことになる。

4. フランスにおける前払金制度の動向

(1) 定率前払金（avance forfaitaire）

従前、定率前払金は当初契約金額が税別 9 万ユーロを超える場合に支出されていたが、公共契約法典の改正により、当初契約金額が税別 5 万ユーロを超える場合に支出されることとなり、支出範囲が拡大されている。なお、発注者の裁量により、税別の当初契約金額が 5 万ユーロ未満の場合であっても、定率前払金を支出することは可能となっている。

この定率前払金の前払率は、税込みの当初契約金額の 5% である。また、定率前払金の額は、契約金額の変更を含む契約変更がなされても変更されない。

なお、定率前払金は、工事進捗が契約金額の 65% 相当から 80% 相当の間に償還されなければならない。実際には請負者から発注者に直接、現金を返還するのではなく、同進捗率の間に支払われる部分払金額より償却する方法が採られる。この点、部分払も含め、前払金を受領している請負者は、発注者に対する債務者と位置付けられている。

(2) 任意の前払金（avance facultative）

従前、任意の前払金は税込みの当初契約金額の 20% 以内とされていたが、公共契約法典の改正により、税込みの当初契約金額の 30% 以内まで支出可能となった（最大限 60% 支出可能な点については改正前と同様）。

この任意の前払金は、請負者の請求に応じて、発注者の裁量により支給され、定率前払金に代替するものと位置付けられている。

任意の前払金の前払率は、税込み契約金額の 30% が上限となっている。但し、請求払保証が設定された場合は、60% を上限として支給することが可能である。（前払率が 30% 以内の場合には、原則として保証措置は必要ないと解される。）そして、任意の前払金の支給条件は契約書の中で定められ、この支給条件は契約変更によっても変更することができない。

なお、任意の前払金の償還は、契約書の中で定めた一定の周期で、部分払金等として支払われる予定の金額から控除するという方式により、税込み契約価格 80%相当に工事が進捗した時点までに償還されなければならない。なお、償還の開始時期については、特に規定されていない。

(3) 前払金制度の意義

公共契約法典の改正による前払金制度の拡充は、中小・零細企業対策であり、中小企業や事業者団体の要望に応えるものである。

このようにフランスの中小・零細建設業が必要としている前払金制度については、発注者側の意義として、中小企業に対する資金援助を通じた工事の適正施工が挙げられる。また、建設企業にとっては資金繰りの円滑化、経営状況の改善等が期待できることから、受発注者双方にメリットの大きな制度であると認識されている。

おわりに

公共調達制度の近年の進展は激しい。わが国制度の改革にとってもヒントとなるものがないか今後もその動きを注視したい。

(担当：前常務理事 鈴木一、渡邊研究員及び三浦研究員)

Ⅲ. 建設関連産業の動向 ー産業廃棄物処理業ー

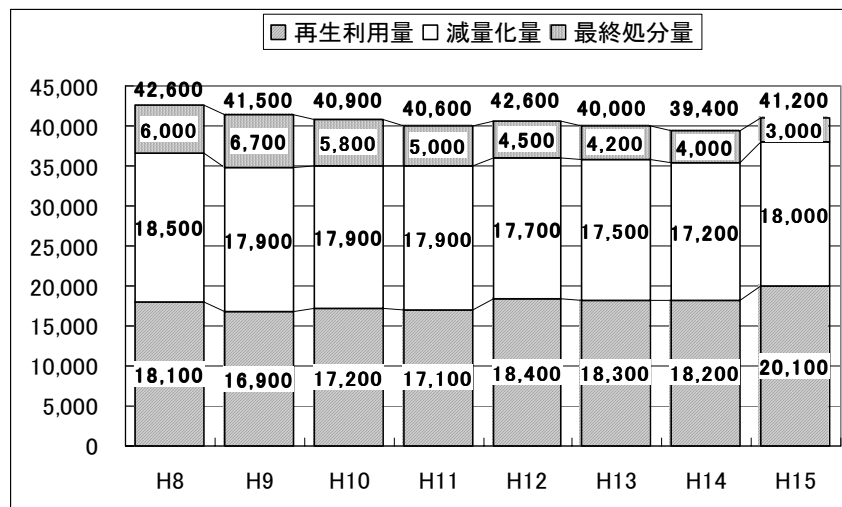
「産業廃棄物処理業」は建設産業と決して切り離すことが出来ない業種である。建設産業における廃棄物排出量は2005年時点、全産業における排出量の約18%、7,500万tにも上る。本章では産業廃棄物処理の現状と問題点などについて考察する。

1. 産業廃棄物処理業の現状と問題点

(1) 産業廃棄物の現状

わが国における産業廃棄物排出量は平成15年度現在で41,200万tとなっており、平成8年度以降ほぼ横ばいで推移している。しかし循環型社会構築への動きが活発化しており、社会的な環境への関心の高まり、リサイクル促進といった流れを受け、平成8年度以降、最終処分量は着実に削減されており、平成15年度現在点では平成8年度の半分程度にまで減少している。

図表1 産業廃棄物排出量の推移



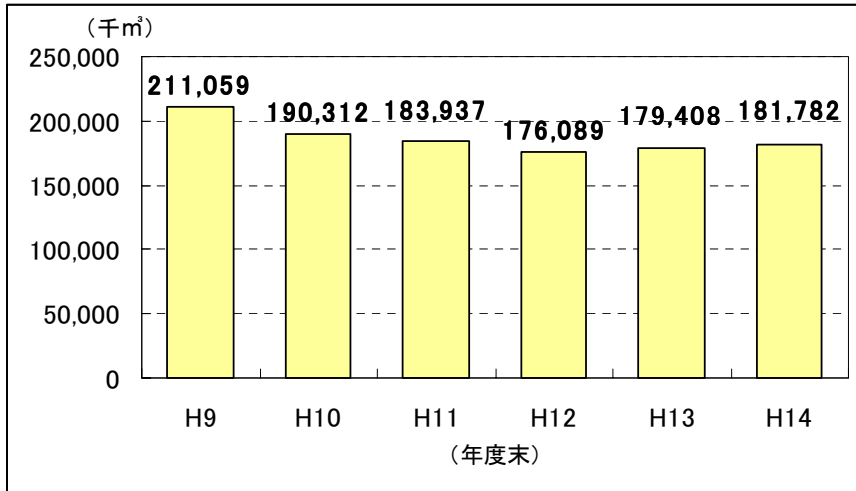
(出典) 環境省調査より

(2) 産業廃棄物処理業を取り巻く問題点

産業廃棄物処理施設の設置状況を見ると、平成14年現在、中間処理施設が18,765施設となっており、前年度比で4%の減少、最終処分場は2,655施設前年度から56施設の減少となっている。前述した通り産業廃棄物の最終処分量は近年大幅に減少しているものの、産業廃棄物焼却施設及び最終処分場の新規許可件数は急減、廃棄物排出量に対し処理施設の新設が追いついておらず、平成14年度現在、最終処分場の残余容量は181,782千m³、残余年数にして4.5年分しかなく、逼迫した状況になっている。今後、更なる廃棄物の減量、

リサイクル促進が求められている。

図表 2 最終処分場の残余量



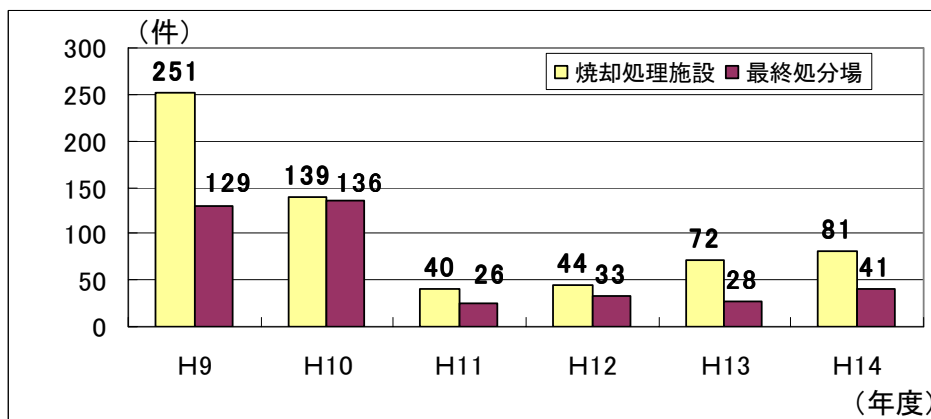
(出典) 環境省調査より

産業廃棄物処理施設の急減は廃棄物の不法投棄により、処理施設のイメージ悪化、地域住民の反対などにより、新規建設が極めて困難な状況となったことによるものと推測される。結果として、処理施設の不足が、行き場を失った産業廃棄物の不法投棄を招くという悪循環につながっている。

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染など環境に対し大きな影響を及ぼすことはもちろん、原状回復に莫大な費用（香川県豊島 総額 447 億円、青森・岩手県境 総額 655 億円）を必要とする。この現状に対し、環境省は平成 16 年 6 月に「不法投棄撲滅アクションプラン」を策定、①地域における意識の向上②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成の 3 点をポイントに掲げ、不法投棄撲滅に取り組んでいる。

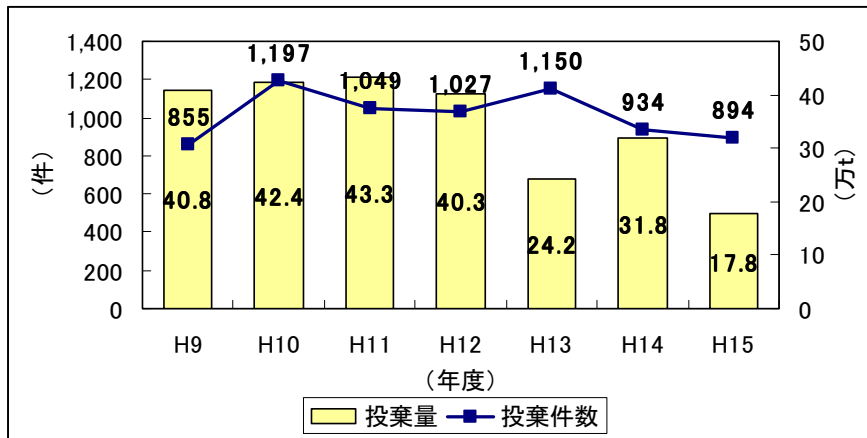
また、今後は産業廃棄物処理の透明性向上が重要な課題となっており、平成 17 年 4 月に「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」が施行されるなど、産業廃棄物の適正処理、産業廃棄物処理業界の優良化にむけての取り組みが行われている。

図表 3 産業廃棄物処理施設新設許可数の推移



(出典) 環境省調査より

図表4 産業廃棄物不法投案件数及び投棄量の推移¹

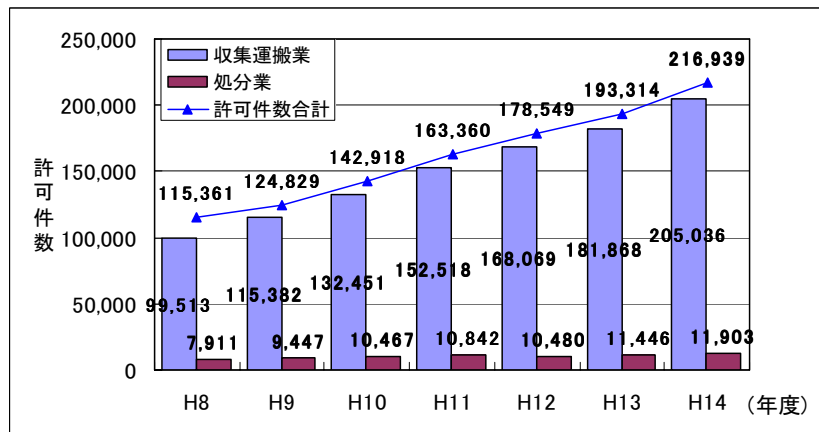


(出典) 環境省調査より

(3) 産業廃棄物処理市場の展望

産業廃棄物許可数は近年右肩上がりでも推移しており、平成14年度では20万件にも及んでいる。経済産業省が2003年に発表した「我が国の環境ビジネスの市場規模」によると、産業廃棄物処理事業の市場規模²は2010年で69,981億円、2020年には105,586億円にまで拡大すると推計されている。2000年現在の経済産業省による推計値は29,134億円であり、20年で約3.6倍にも及ぶものと見込まれている。雇用規模についても、2010年で約60%増、2020年には約85%の増加が見込まれており、産業廃棄物処理事業は、環境ビジネスでも有望なビジネスとして、今後も更に発展して行く分野であろう。

図表5 産業廃棄物処理許可業者数推移



(出典) 環境省調査より

¹ 投案件数及び投棄量は、都道府県及び保健所設置市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案を集計対象とした（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案については、投棄量10t未満を含め全ての事案を集計対象とした）また集計には岐阜県岐阜市の大規模事案（約57万t）は含んでいない

² ここでの廃棄物処理事業とは、サービスの提供のみであり、処理施設の建設費用等は含んでいない

図表 6 廃棄物処理の市場規模及び雇用規模の現状と将来予測についての推計

	2000年	2010年	2020年
市場規模（億円）	29,134	69,981	105,586
雇用規模（人）	202,607	323,059	374,186

（出典）経済産業省ホームページより

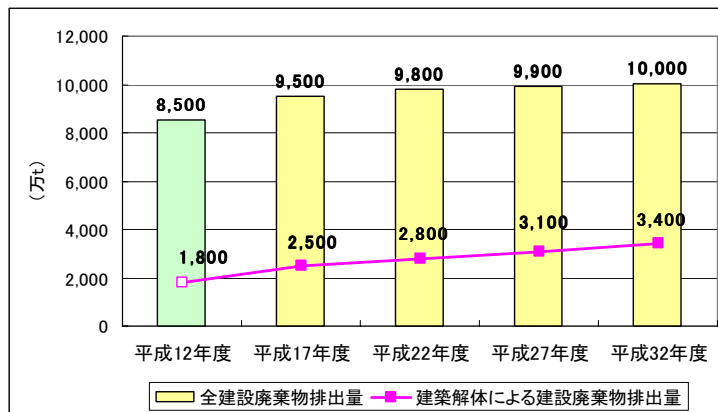
経済産業省と環境省は、平成 9 年度に「ゼロ・エミッション構想」³を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的とし、エコタウン事業制度創設した。エコタウン事業⁴とは、それぞれの地域の特性を活かし、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランの基本構想、具体的事業に独創性、先駆性が認められ場合、両省の承認により、地方公共団体および民間団体が行う循環型社会形成に資する先導的なりサイクル施設整備事業に対して総合的・多面的な支援を行うものである。平成 18 年 1 月現在、28 地域で承認されており、今後も増加するものと推測される。

2. 建設業における産業廃棄物処理の現状

（1）建設業における産業廃棄物の現状

建設業は、我が国における資源の利用量約 21 億 4 千万 t のうち、その約 3 分の 1 にあたる約 7 億 2 千万 t を消費する多資材多消費型産業である。また、建設業における産業廃棄物排出量、最終処分量ともに全体の約 2 割を占めている。国土交通省の予測では、昭和 40 年代以降に急増した建築物が更新期を迎えることから、建設廃棄物排出量は、緩やかに増加するとしている。

図表 7 建設廃棄物排出量の将来予測

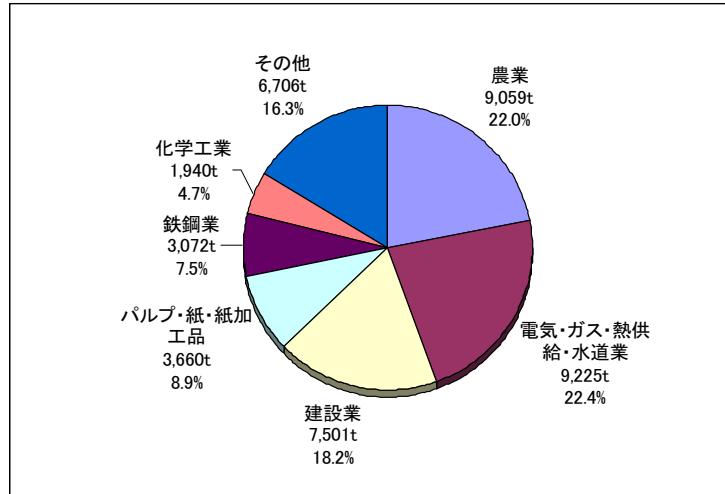


（出典）国土交通省調査より

³ ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる産業廃棄物をゼロにすることを目指す構想

⁴ 経済産業省 HP: http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/ecotown.html
環境省 HP: <http://www.env.go.jp/recycle/ecotown/index.html>

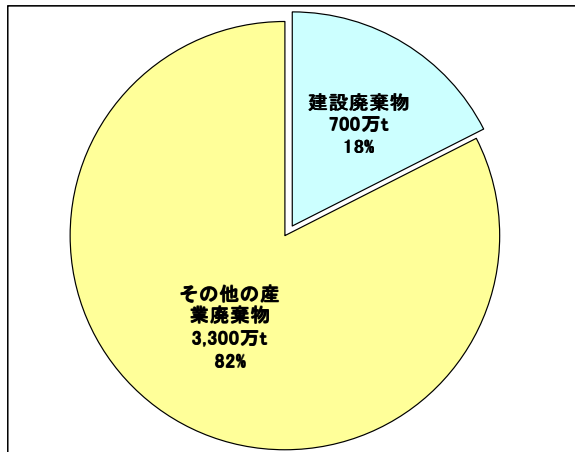
図表 8 平成 15 年度業種別産業廃棄物排出量



(出典) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等 (平成 15 年度)」より作成

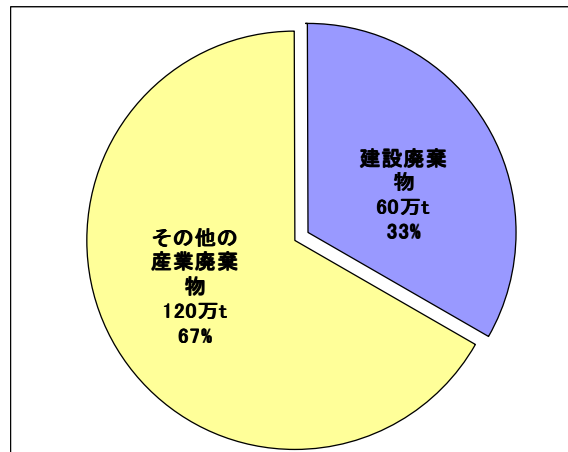
また、産業廃棄物の不法投棄量のうち平成 15 年度現在建設廃棄物は約 3 分の 2 を占めている。社会的に問題となっている不法投棄の問題や、最終処分場の不足など、建設産業がその解決に向け果たすべき役割は非常に大きく、重要であると言える。

図表 9 平成 15 年度建設廃棄物最終処分量



(出典) 環境省調査より

図表 10 平成 14 年度建設廃棄物不法投棄量



(出典) 環境省調査より

(2) 建設廃棄物リサイクル推進方策

建設廃棄物は全産業廃棄物排出量の 2 割を占めており、建設産業においても廃棄物リサイクルの推進は重要な課題となっており、近年、建設廃棄物リサイクルの推進に向け、様々な方策が展開されている。

	方 策	主な内容
平成14年	「建設工事に係る資材の最資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」施行	建築物等に係る分別解体等及び再資源化の義務付けなど
	「建設リサイクル推進計画2002」策定	建設リサイクル推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策
	「建設副産物適正処理推進要綱」改正	
平成15年	「建設発生土の有効利用に関する行動計画」策定	国土交通省における基本的考え方、目標、具体的施策等

3. 今後の展望

我が国において、循環型社会の構築は急務の課題であり、産業廃棄物処理業界はその構築にあたって、非常に重要な役割を担っていると云える。また、社会的な環境への関心の高まりに伴い、その市場規模も今後益々拡大していくものと推測され、環境ビジネスとして有望な業種であることが伺える。しかし、廃棄物の不法投棄問題など、一部の不適正業者の行為により、産業廃棄物処理には不透明さがつきまとっている。今後、この業界が発展していくためには、業界全体が不適正業者を排除し、自助努力によりクリーンなイメージ作りを推進しなければならないであろう。

今後、産業廃棄物処理業界がリーダーシップを発揮し、関係諸官庁及び産業界などとの連携を図り、循環型社会・環境調和型社会の構築に向け、より一層の活躍が期待される。

(担当：研究員 大竹 知広)

平成18年3月

米国事務所閉鎖のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当研究所米国事務所は諸般の事情により、平成18年3月31日をもって閉鎖することといたしました。

昭和63年にニューヨークにおいて事務所を開設以来、皆様方より一方ならぬご愛顧を賜りましたことに心より感謝申し上げます。

なお、米国事務所で実施しておりました業務の一部につきましては、引き続き当研究所本部において継続する予定です。今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

財団法人 建設経済研究所

【平成18年4月以降の米国事務所業務に関するお問い合わせ先】

財団法人 建設経済研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目25番33号 NP御成門ビル8階

TEL : 03-3433-5011 FAX : 03-3433-5239

E-mail : info_rice.or.jp

【米国事務所発表の米国建設経済に関する研究論文】

当研究所ホームページ (www.rice.or.jp) ならびに

米国事務所ホームページ (www.riceusa.org) で閲覧できます。

(米国事務所ホームページは平成19年3月まで継続の予定です)

編集後記

電子メールは便利です。

その便利さもあってか、電子メールはこの10年で飛躍的に浸透しました。昔では「メールって何？」という熟年の方が、今では携帯電話でメールを器用に使いこなしている姿を普通に目撃することができます。私が通勤に使っている東西線は荒川の手前で地上に出るわけですが、地上に出た直後に乗客が揃って携帯電話をいじりだす光景は実に壮観なものです。（自分もその中の1人であったりしますが）初めて日本に来た外国人が見たら、「何があったのか！」と驚くのではないのでしょうか。

ここ数年、仕事においても、以前は直接もしくは電話で連絡していたことを電子メールで済ますことが多くなった気がします。電子メールではお互いの顔が見えないため、面と向かっては話づらいことでも、ビジネスライクにあっさり伝えられることが背景にあるのでしょうか。極端な例では、同じ部屋にいる同僚に用件を伝える際にも、わざわざ電子メールを介して連絡を取っている会社もあると聞きます。しかし、電子メールでは相手の表情、しぐさ、話し方などは伝わらないので、お互いの理解に取違いが起こる可能性が増加します。さらに、根本的な問題としてコミュニケーションが不足し、仕事が円滑に進まなくなる懸念があります。このことから、電子メールは、時と場合をよく考えて使用する必要があるでしょう。

電子メールの普及は仕事だけではなく私生活にも大きな影響をもたらしました。最近の学生が女の子に連絡を取るときは、携帯電話や電子メールで躊躇なく本人に連絡するのでしょう。私の頃は女の子の自宅に電話するしかなかったため、いきなりのお父さんの登場に対応できるよう「学校の同級生です」などという言い訳を用意し、心臓をバクバクさせながら電話したものです。あの時代に電子メールがあったらなあと思いつつも、このようなプロセスを経験しない最近の若者はどのような人間に育つのだろうか？とか考えてしまうこの頃です。

多少センチメンタルになってしまったが、卒業シーズンのせいだと思ってお許し下さい。
もうこんな時間か、家に帰ろう。とりあえず「帰るメール」でも・・・

(担当：研究員 工藤 敏邦)